別表 1(第2条、第3条及び第7条関係)

	事	業	経費の内容	補助率等	軽微な変更		
					経費の配分の変更	事業内容の変更	
		*			次に掲げる 変更以外の変更	次に掲げる 変更以外の変更	
1 農地	也維持	支払交付金	実施要綱別紙1により、県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	当該事業費 の75%以内		事業実施主体の 変更	
2 資源	原向上	支払交付金	実施要綱別紙2により、県が市 町村に対して支払う資源向上支 払交付金に要する経費	当該事業費 の75%以内		事業実施主体の 変更	
3 多面交付金		能支払推進	(1)推進交付金交付等要綱第3 第1項第1号の規定に基づいて 市町村が行う事業に要する経 費の全部又は一部に充てるため、県が市町村に対し交付する 補助金に要する経費 (2)推進交付金交付等要綱第3 第1項第1号の規定に基づいて 推進組織が行う事業に要する 経費の全部又は一部に充てる ため、県が推進組織に対し交付 する補助金に要する経費	定額		事業実施主体の 変更	

別表 2(第2条関係)

多面的機能支	泛 払交付金				
(1)農地維持3	支払交付金	地目	①国の助成による農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	
		田	1,050円以内	2,100円以	
		畑	690円以内	1,380円以	
		草地	90円以内	180円以	
(2)資源向上	支払交付金				
図る共同	資源の質的向上を 活動(以下「資源向 共同)」という。)	地目	①国の助成による資源向上活動 (共同)の実施に必要な交付金の10 アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市時が交付する補助金を加えた資源向上活動(共同)の実施に必要な助金の10アール当たりの交付単何	
		田	600円	1,200	
		畑	360円	720	
		草地	60円	120	
の活動(リ	イ 施設の長寿命化のため の活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)		①資源向上活動(長寿命化)のため の活動に対する国の10アール当た りの交付単価	②資源向上活動(長寿命化)のたの活動に対する国の交付金と一位的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の10アール当がりの交付単価	
		田	2,200円	4,400	
		畑	1,000円	2,000	
		草地	200円	400	
ウ 地域 策定	ウ 地域資源保全プランの 策定		①地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付額	②地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えが補助金の1組織当たりの交付額	
			25万円	50万	
工組織の化	の広域化・体制強		①組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額	②組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に県及びで町村が交付する補助金を加えたを助金の設立される1組織当たりの付額	
			20万円	40万	
		事	I 業1(1)又は(2)が行われている市町村	I 及び推進組織に対する交付額	
多面的機能支	ā払推進交付金 ·	定額			